

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同法の規定により、下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 1 5 日

紀北町長 尾上 壽一

1. 協議を行った区域

小山浦地区

2. 協議の結果をとりまとめた

令和 4 年 3 月 1 5 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	法人	0 経営体
	個人	2 経営体
	集落営農（任意組織）	0 経営体

4. 3の結果として、当該地域において担い手は十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の中心となる経営体へ農地を集積する際には、積極的に農地中間管理機構の活用する

6. 地域農業の将来のあり方

当地域は高齢化が進んでおり、耕作放棄地の増加が懸念されることから、地域の中心となる経営体に対し、積極的に農地集積を推進していく。加えて、農業への新規参入者の確保や地域ぐるみでの管理などの取組を推進していく。